

# JIS

## 色に関する用語

JIS Z 8105 : 2022

(CSAJ/JSA)

令和 4 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	是永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清家 剛	東京大学
	高辻 利之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡田 滋彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久田 真	東北大学
	廣瀬 道雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	細谷 恵	主婦連合会
	松橋 隆治	東京大学
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線 医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 36.2.1 改正：令和 4.3.22

官 報 掲 載 日：令和 4.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本色彩学会

(〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南 1-16-9 平野ビル TEL 03-5913-7079)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 分類	1
4 用語及び定義	1
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	65
解 説	67
索 引	74

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本色彩学会（CSAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 8105:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 色に関する用語

## Glossary of colour terms

## 序文

この規格は、2020年に第2版として発行された IEC 60050-845 を基に、色に関する用語について作成した日本産業規格であるが、対応国際規格には規定されていない規定項目及び規定内容を日本産業規格として追加している。

なお、この規格で IEC 60050-845 から引用した用語には、対応する用語番号を参考に示した。IEC の用語番号が付されていない用語並びに側線及び点線の下線を施してある箇所は対応国際規格にはない事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

## 1 適用範囲

この規格は、色に関する主な用語（以下、用語という。）、及びその定義について規定する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60050-845:2020, International Electrotechnical Vocabulary (IEV) – Part 845: Lighting (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

## 3 分類

この規格において用語を次のように分類する。

- 主に測光及び材料の光学特性に関する用語
- 主に測色に関する用語
- 主に視覚に関する用語
- 主にカラーイメージングに関する用語
- 主にカラーデザインに関する用語

## 4 用語及び定義

用語及び定義は、次による。